

痴漢冤罪裁判—弁護人からの報告—

最高裁 21.4.14 逆転無罪判決（名倉事件）について

会員 秋山 賢三（19期）



第1 或る控訴事件の依頼人

1. 平成21年4月14日、最高裁第三小法廷は、或る強制わいせつ被告事件について「原判決破棄・無罪」の判決を言い渡した。この事件は、小田急線・向ヶ丘遊園駅から下北沢駅までの間に、防衛医科大学教授の被告人（60歳）が「女子高生」に対して執拗な痴漢行為を働いたとされて起訴された事件であるが、被告人は一貫して否認していた。逮捕直後実施の繊維鑑定の結果によれば、被告人の手には女性の着衣（パンティ）の構成繊維の付着は認められなかった。警察官は「DNA鑑定をすればすぐに分かるよ」と被告人に述べていたが、公判検察官は「DNA鑑定は存在しない」と述べた。しかし、一審・東京地裁は女性証言だけを根拠に「懲役1年10ヶ月の実刑判決」を言い渡した。

2. 被告人の妻が私の事務所を突然訪れたのは、既に高裁に控訴趣意書が提出された後だった。一審と同じ弁護士に頼んだが、不安で仕方がないので引き受けて欲しいのだという。被告人は60歳の高齢で高血圧と糖尿を患っている。しかし、既に趣意書を提出済みの事件を引き受けることはできない。即座に断わったが、帰ろうとしない。押し問答の末根負けし、記録を読ませて貰った。繊維鑑定書の記載が消極（シロ）であったこと、被害女性

の証言の不合理・不自然さが目に付いた。「勝てる可能性はある」と判断し、痴漢冤罪弁護団の佐藤善博弁護士と一緒にやってくれるよう依頼し、趣意書を提出していた2人の弁護士と共同して弁護することを条件に受任した。高裁に控訴趣意補充書を提出するので待つて欲しい旨上申し、原判決の問題点を指摘する再現実験を三点用意し、DVD化して高裁第一回公判期日に間に合わせた。私と佐藤弁護士は、担当の高裁第8刑事部から、つい1年程前に逆転無罪判決を獲得した経験があった。その事件も同じ繊維鑑定の争点を含んでいたもので、私も佐藤弁護士も強く期待していた。しかし、控訴審の壁は厚く結局は控訴棄却が言い渡された。裁判長は同じでも陪席裁判官が替わっていたのだ。直ちに上告した。

第2 上告審…最高裁第三小法廷判決

1. 上告審は荒木伸怡、今村核両弁護士を加えた4人で闘った。趣意書の提出期限は平成19年12月末日。信州大学繊維学部教授の鑑定書を追加提出し、平成20年3月末日頃に上告趣意補充書を提出した。上告趣意書を提出してから1年以上たっても音沙汰がなく、心配しながらも内心では強く期待していた。証拠構造の余りの弱さ、科学的鑑定

の必要性が強調される雰囲気の中で、「もしかしたら」とは思っていた。果たせるかな20年12月11日、第三小法廷から「口頭弁論を21年3月3日午前10時30分に開く」旨通知があった。弁論は分担部分を4人の弁護士が7分30秒ずつ読み上げることで対処した。3月24日、「判決を4月14日午後1時30分に宣告する」との書面による通知が来た。いよいよ「その日」がやって来たのだ。

2. 判決は3対2の僅差で原判決破棄・無罪だった。裁判官、弁護士出身者がそれぞれ有罪と無罪とに分かれ、学者出身の藤田裁判官が無罪に与して多数意見を形成した。

3. この判決は単なる事例判決ではない。法廷意見は満員の電車内痴漢行為の特殊性、すなわち、客観的証拠の少ないこと、被害者の思い込みで特定された場合に防御が極めて困難、それらの特殊性を考慮した上、特に慎重な判断をすることが求められると前置きし、女性が述べる痴漢行為が執拗かつ強度であるのに積極的回避行動をとってはいない、そのことと被告人に対する積極的糾弾行動とはそぐわない、成城学園前駅では一旦下車しながら再び被告人のそばに乗車しているのは不自然、などと指摘し、一、二審の判断は「必要とされる慎重さを欠く」と述べて無罪を言い渡した。犯人性よりも事件性（証言の虚偽性）を問題視する明解な判決であった。

4. 本判決のメインは、弁護士出身の那須裁判官、裁判官出身の近藤裁判官が当該事案と痴漢冤罪にとって極めて適切な補足意見を述べた点にある。

那須裁判官は、「冤罪で国民を処罰するのは国家による人権侵害の最たるものであり、これを防止

することは刑事裁判における最重要課題の一つである」「刑事裁判の鉄則とも言われる『疑わしきは被告人の利益に』の原則も、有罪判断に必要とされる『合理的な疑いを超えた証明』の基準の理論も、突き詰めれば冤罪防止のためのものであると考えられる」と述べた上、「詳細かつ具体的」「迫真的」などの一般的抽象的理由で女性証言の信用性を肯定して有罪根拠とすることには慎重な検討が必要であると述べた。すなわち、電車内痴漢犯行は、普通能力を有する者がその気になれば、その内容が真実であれ、虚偽、錯覚ないし誇張等を含む場合であれ、法廷で具体的に詳細な体裁を具えた供述をすることはさほど困難ではなく、また、女性は検察官と入念な打ち合わせを経た上で尋問に臨み、入念な事前面接が行われるから、公判供述は外見上、「詳細かつ具体的」「迫真的」なものとなるのは自然の成り行きであって、たとえ被害者証言が「迫真的」でも、有罪に踏み切るについては「合理的な疑いを超えた証明」の視点から、厳しい点検が欠かせないのであり、被害者と称するAの供述は、一般的・抽象的性質は備えていても、特別に信用性を強める方向の内容は含んではおらず、補強証拠もなく「事実誤認の危険が潜む典型的な被害者供述である」と述べた。

近藤裁判官は、本件のように被害者供述と被告人供述が「水掛け論」になっていて真偽不明の場合、公訴事実が証明されていないことになり、単に「具体的詳細」「迫真的」などの表面的な理由で信用性を肯定することは危険であるとして、多数意見、那須補足意見に共鳴した。

5. 堀籠、田原両裁判官の反対意見は、これまでの実務を支配していた立場、すなわち、被害者証言を盲信した一、二審判決を支持し、法律審たる最

高裁の事実誤認審査権限を謙抑的なものと理解する趣旨である。それだけに従来、冤罪を創り出してきた旧来の実務と本判決多数意見とのコントラストとを端的に見せつけるものとなっている。

尚、堀籠、田原両裁判官が共に指摘する、被害者と称するAが回避行動をとらなかった点が不自然とは言えないとする論旨については、被害者と称するAは向ヶ丘遊園駅から下北沢駅までの約15分間近くの間、被告人から執拗な痴漢被害を受けた旨述べるのであるが、当該電車が登戸駅と成城学園前駅で停止した際には乗客の乗り降りが相当にあり、しかも成城学園前駅では2人とも一旦は下車しており、多数意見は、そのような状況の中でも被害者と称するAが被告人から離れなかった行動が不合理・不自然であると指摘するものであることを付加しておきたい。

第3 本判決の評価

1. 痴漢裁判に対する最高裁の初めての無罪判決。私達が全国痴漢冤罪弁護団協議会を発足させたのが平成12年頃からのことである。我々はこの研究会を維持・発展させることにより、いずれ必ず最高裁において原判決破棄・無罪の判決がなされるであろうことを期待した。図らずもこれが今回の第三小法廷判決において実現したのである。
2. 何度も述べるが、この判決は事例判決ではない。「疑わしきは罰せず」「心証が五分五分で真偽不明である場合、合理的な疑いを超えていないものとして無罪とすべきである」等の刑事裁判における基本原則を確認した上、これら基本原則を無視した東京地裁、高裁の判決を破棄し、自判無罪とし

た堂々たる最高裁判決である。

3. 「有罪六要件説」をはっきりと否定。那須裁判官は、証言が「具体的・詳細」「迫真的」なるが故に信用できるなどとしていたこれまでの事実認定方法に対し、普通有能力を有する者がその気になればそのような体裁を具えた供述をすることはさほど困難ではなく、しかも検察官と事前に入念な打ち合わせをした上での証言が具体的・詳細、迫真的なものになるのは自然の成り行きであり、それだけで被害者の主張が正しいと即断することは事実誤認の余地が生じる、と指摘している。従来、一、二審判決に牢固としてはびこっていた「有罪六要件説」はここに瓦解したと言える。
4. 裁判員裁判を控えた対処。第三小法廷が直ちに自判し、差し戻すことをしなかったのは、検察官の立証が尽くされていることを確認した上、裁判員裁判施行を控えた迅速な裁判ということと、被告人の63歳という年齢も影響したと思われる。また、「疑わしきは被告人の利益に」の実践ということを強く考慮したのかも知れない。
5. 我々、全国痴漢冤罪弁護団協議会は、発足以来、地道な事件報告と経験交流を積み重ねてきた。と同時に、「痴漢冤罪の弁護」(2004年)、「続・痴漢冤罪の弁護」(2009年)等の出版を重ねてきた。その当面の目標は、最高裁において「犯人識別供述の信用性」に関する原判決破棄・無罪の画期的判決を出させることであったことは言うまでもない。当初から協議会の中心的役割を担ってきた4名が、図らずもこの事件の共同弁護人を務め、宿願を結実させることに貢献することになったについては、いささかの感慨を禁じ得ない。